

町・県民税の 申告時期が近づきました

申告はお早めに

申告受付期間 2月16日(月)～3月15日(月)

町・県民税、所得税の申告の時期になりました。町・県民税の申告を町内各地（左記日程のとおり）で行いますので、なるべく指定された日に申告していただくようお願いします。また、指定された日に都合がつかない方も、できるだけ申告受付期間内（土・日は除く）にお早めに申告をしてください。

町・県民税の申告は...

税務課町民税係

☎721-2111(内)2152

所得税の申告は...

上尾税務署

☎776-8211

町・県民税の申告

申告が必要な方

平成16年1月1日現在、町内に住んでいて（住民登録の有無に関係なく実際に町内に住んでいる方）、平成15年中に所得がある方で次のいずれかに該当する方。

給与所得（パート、アルバイトの賃金を含む）で次に該当する場合

(ア)勤務先から役場に給与と支払報告書の提出がない方

(イ)給与所得以外に家賃、配当、原稿料、年金等の所得があった方

(ウ)2か所以上から給与を受けていた方

(エ)医療費、雑損、寄付金などの控除を受けようとする方

(オ)平成15年中に会社を退職した方

公的年金等の所得があった方（公的年金等は雑所得として申告の対象になりません）

収入（所得）がなかった方や療養中であつた方でも、税法上の扶養になつていない方は申告してください。

申告に必要なもの

申告書（送付されたもの）
印鑑

給与所得者は源泉徴収票、または給与支払明細書

平成15年中に支払った社会保険料（国民健康保険、国民年金など）の領収書または証明書、生命保険料や損害保険料などの支払額の証明書

医療費控除を受ける方は医療費の領収書など

障害者控除を受ける方は障害者手帳など

その他申告に必要な関係書類

類

申告が必要のない方

税務署へ確定申告書を提出する方

給与のみの所得で勤務先から給与と支払報告書の提出が役場にある方

申告書が届いていない方でも受付会場に用意してありますので、該当する方は必ず申告してください。町・県民税の申告は、児童手当や保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、期間内に忘れずに申告してください。



償却資産の申告はお済みですか

法人、個人事業主のみなさんが、事業のために使用している機械・器具・備品等の償却資産は、申告が必要です。

今年の申告期限は2月2日までとなっていましたがお済みですか。

まだ申告をしていない方は、至急申告してください。

また、申告書の記入方法がわからない方や、申告用紙が届いていない方は、税務課固定資産税係☎2154にご連絡ください。

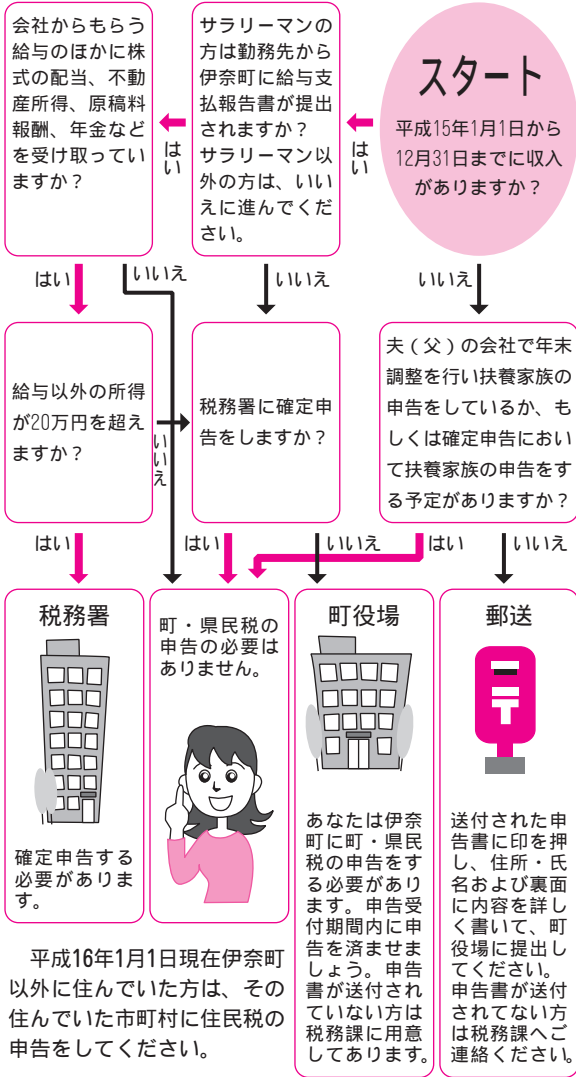
青色申告書納税相談日

受付 9時30分～12時

13時30分～15時30分

月/日	会場	内容
2/27(金)	商工会館	納税相談 (申告書受理)
3/1(月)		

あなたは必要？町・県民税の申告



町・県民税の申告受付日程

(受付時間 9時～15時30分)

日程	場所	対象地区
2/16(月)	ゆめくる	小室1～4000番地
2/17(火)	総合センター多目的ホール	小室4001～6000番地
2/18(水)	総合センター多目的ホール	小室6001～9000番地、本町1丁目
2/19(木)	総合センター多目的ホール	小室9001番地～、本町2・3丁目
2/20(金)	総合センター多目的ホール	大針全地区、寿4・5丁目
2/23(月)	ゆめくる	栄全地区
2/24(火)	光ヶ丘公民館	羽貫全地区、小針内宿全地区、寿2・3丁目
2/25(水)	小針新宿集会所	小針新宿全地区、寿1丁目
2/26(木)～3/15(月)	役場3階第3会議室	全地区

お願い 駐車場には限りがあります。また、会場によっては駐車場のないところもありますので、車の利用はなるべくご遠慮ください。

所得税の確定申告は、2月16日(月)から3月15日(月)まで上尾税務署で受け付けします。なお2月22日(日)および29日

確定申告をされる方は上尾税務署をご利用ください

自宅のパソコンからインターネットで24時間いつでも確定申告書の作成ができる「国税庁ホームページ『所得税の確定申告書作成コーナー』」を設けています。

<http://www.nta.go.jp>
所得税の申告等問合せ・申告書郵送先

【上尾税務署】

〒362-8504上尾市大字西門前577

個人課税部門 ☎770-1804

(日) 申告書用紙の配布、申告相談および申告書の收受等の受付を実施いたします。
上尾税務署から申告書が郵送された方は必ず上尾税務署で申告してください。また、申告納税制度の趣旨から確定申告等の書類には、ご自分で作成し郵送等で提出していただく「自書申告」を推進していきますので、ご理解ご協力をお願いします。
白色申告者で事業所得、不動産所得、山林所得のある人は、必ず收支内訳書を添付してください。
土地、建物等を買った場合の譲渡所得贈与税および消費税等は、直接上尾税務署に申告してください。

男女共同参画社会をめざして

ジェンダーという言葉が耳にしたことがありますか？社会的・文化的に作られた性差(性別)のことをジェンダーといいます。「男だから」「女だから」と性の違いによって女性像・男性像をパターン化し、それを強調しすぎるにより、考え方や生き方を制約したり、一人ひとりが個性や能力を発揮することができにくい環境をつくりだすなどのおそれがあります。デートの費用は男性が払うものだ
女性はでしゃばるものではない
お客さまにお茶を出すのは女性がすべきだ
男性は一生懸命働いて家族を養うものだ
トイレやお風呂の掃除は女性の仕事だ
育児休業を男性がとるのは好ましくない
宴会の席で、女性がお酌をするのは当たり前
このようなことを、あなたはどう感じますか？女性のことで、男性のことに限らないで考えていくことが大事ではないでしょうか。

人権推進課 ☎2219